

民間残土処理場承諾申請及び審査要領

1 目的

本要領は、山口県土木建築部が発注する工事における建設発生土の適正処分を図ることを目的として、公共残土処理場の受入対象外の地域において、民間残土処理場を適切な搬出先として承諾するための申請及び審査手続等について定める。

2 定義

- (1) 「建設発生土」とは、建設工事に伴い副次的に得られる土砂等を指す。
- (2) 「民間残土処理場」とは、民間事業者が運営・管理する残土処理場を指す。
- (3) 「民間残土処理場（承諾済み）」とは、山口県土木建築部が発注する工事から発生する残土の適正な搬出先として所管の土木建築事務所長が承諾した民間残土処理場を指す。

3 基本方針

山口県土木建築部が発注する工事における建設発生土は、現場内利用・工事間流用を優先する。その上でなお、やむを得ず残土が発生する場合、県が定める公共残土処理場の受入対象外の地域においては、原則として、その地域を所管する土木建築事務所管内の民間残土処理場（承諾済み）を搬出先とする。

工事の受注者は、発注者から施工条件書により明示された民間残土処理場（承諾済み）の中から実際の搬出先を選定する。

4 申請要件

次の各号に掲げる要件を全て満たす民間残土処理場を運営・管理する者は、民間残土処理場（承諾済み）の承諾を申請することができる。

- ア 申請時点において残土の受入れが可能であること。
- イ 全体容量が1,000m³を超えること。
- ウ 原則として、山口県が指定する公共残土処理場の受入れ対象外の地域（別紙「民間残土処理場対象地域」参照）に所在すること。

5 申請手続き

民間残土処理場（承諾済み）の承諾を希望する者は、次の各号に掲げる書類及び図面（以下「申請書類という。」）を所管の土木建築事務所長（窓口：企画調査室）に提出することとする。

- ア 残土処理場に関する申請書（様式1）
- イ 関係法令のチェックシート及び施設情報の公表に関する同意（別紙）
- ウ 位置図、平面図、計画図、縦断図、横断面図、構造図等
- エ 防災施設計画が確認できる資料（水路、擁壁、法面对策、調整池、沈砂池の図面等）
- オ 盛土の安定計算書、構造計算書等（必要な場合）
- カ 地番及び地目が確認できる資料（公図の写し等）
- キ 土地の権利者等が確認できる資料（登記簿、借地契約書等の写し等）
- ク 権利者、隣接者及び関係者の同意書の写し
- ケ 現況写真

- コ 関係法令の許可書等の写し
- サ 誓約書（別記様式第一号）

6 審査

（1）審査手続き

土木建築事務所長は、（2）の審査基準により申請書類の審査を行い、必要に応じて管理状況等について確認するため現地調査を行う。

（2）審査基準

審査に当たっては、次の各号に掲げる基準の全てに該当する場合に限り、承諾が適当と判断する。

- ア 申請書類がすべて提出されていること。
- イ 関係法令等で必要な許可を受けていること。
- ウ 盛土構造や防災施設等が適切であること。
- エ 地権者、隣接者、関係者、管理者等の同意が得られていること。
- オ 安全管理、周辺環境への配慮が適切に行われていること。
 - ・ 処理場出入口の侵入防止対策（施錠など）
 - ・ ダンプトラック（10t車）が他の交通に支障なく通行できる幅員または退避所（離合スペース）の確保 など
- カ 日常の管理が適切に行われていること。
 - ・ 出入口の路面の清掃、排水施設等の点検・清掃 など
- キ 残土を受入れた後に、場外に再搬出しないこと。
- ク 原則として、残土処理後の土地利用に変更がないこと。
- ケ 処理場跡地を宅地にしないこと。

7 結果の通知及び公表

土木建築事務所長は、前項の審査により承諾又は不承諾を決定した後、申請者に決定の結果を通知する。

土木建築事務所長は、承諾を決定した民間残土処理場を「民間残土処理場（承諾済み）一覧表」に記載し、公表する。この公表は、土木建築事務所内において一覧表を掲示し、又は閲覧に供する方法で行う。なお、山口県が定める公共残土処理場の受入対象地域の変更により、民間残土処理場（承諾済み）の所在地が公共残土処理場の受入対象地域に含まれた場合、「民間残土処理場（承諾済み）一覧表」の掲示等を取り止め、公共残土処理場への搬出を優先することとする。

8 変更申請

民間残土処理場（承諾済み）を運営・管理する者は、申請した内容に変更が生じたときは、遅滞なく、5に掲げる申請書類のうち変更となるものを所管の土木建築事務所長に提出しなければならない。

9 承諾の取消

土木建築事務所長は、承諾した民間残土処理場（承諾済み）が、次の各号のいずれかに該当するときは、承諾を取り消す。

- ア 申請書類に虚偽の記載があった場合
- イ 誓約書に違反した場合

- ウ 周辺環境への配慮を怠る場合
- エ 地域住民等との間で紛争が生じ、解決しない場合
- オ 関係法令に違反する等、不正な行為があった場合
- カ 6(2)の審査基準のいずれかを満たさないことが明らかとなった場合

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。